

平成26年度  
後期高齢者医療保険料 納期一覧

| 期別 | 納期限       |
|----|-----------|
| 1期 | 9月1日(月)   |
| 2期 | 9月30日(火)  |
| 3期 | 10月31日(金) |
| 4期 | 12月1日(月)  |
| 5期 | 12月25日(木) |
| 6期 | 2月2日(月)   |
| 7期 | 3月2日(月)   |

後期高齢者医療保険料の納期について  
8月初旬に「保険料額決定通知書」および「納入通知書」などを発送しました。保険料の納め方は、年金から控除される「特別徴収」

お知らせ



と納付書で納める「普通徴収」の2通りがあります。通知書に納付書が同封されていた方は、各期別の納期限(別表)内に忘れずに納付をお願いします。

※年度途中に新たに被保険者となった方や、保険料額が変更となった場合などは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。詳しくは通知書などをご確認ください。

☎ 町民生活課  
72-6933

個人事業税の納期について

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。平成26年度の第1期分の納期限は9月1日(月)です。県中地方振興局県税部から送付される納税通知書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また口座振替による納付もできますので、ぜひご利用ください。新たに口座振

替を申し込まれた場合は、第2期分(12月1日納期限)からの取り扱いとなります。

☎ 県中地方振興局県税部  
課税第一課 事業税チーム  
024-935-1251

国民健康保険から

交通事故に遭ったとき

交通事故など第三者の行為により傷病が生じた場合でも、国保の保険証で治療を受けることができます。

この場合の治療費は、本来加害者が全額負担することが原則となりますが、国保が医療費を一時立て替え、後日国保から加害者に請求することになります。

保険証を使用する際は、必ず町民生活課に連絡をしてください。連絡後は、速やかに「第三者行為の傷病届」を提出することが必要です。

なお加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、その事故な

どについては国保が使えなくなりますので、示談の前に必ずご相談ください。

☎ 町民生活課  
72-6933

(仮称)イオンモール届出  
内容に係る説明会開催

福島県商業まちづくりの推進に関する条例第12条に基づき、届出内容の説明会の開催についてお知らせします。

【公告の内容】(条例施行規則第18条)

◆新設届出者氏名および住所：イオンモール株式会社  
代表取締役岡崎双一(千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1)

◆特定小売商業施設の名称：(仮称)イオンモールいわき小名浜

◆特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地：福島県いわき市／いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内

◆関係市町村の名称：いわ

き市、鮫川村、古殿町、平田村、小野町、田村市、川内村、広野町、楢葉町

◆説明会開催予定日時および場所：8月19日(火)・20日(水)午後7時から午後8時まで(いわき・ら・ら・ミュウ研修室) ☎イオンモール株式会社開発本部開発統括部東北開発部(担当：賀須井)

☎ 022-204-1037  
FAX 022-204-2063

❖人権相談所開設❖

◇日時 9月11日(木) 10:00~15:00  
◇場所 母子健康センター

